

第28回長崎大学学長選考会議議事要旨

- 1 日 時 平成24年11月22日(木) 10:30～11:55
- 2 場 所 長崎大学事務局第3会議室
- 3 出席者 11名
宮崎, 宮脇, 森岡, 矢野, 山路, 松山, 中山, 石松, 中田, 東條, 調の各委員
- 4 欠席者 3名
崎元, 中村, 林の各委員
- 5 配付資料
 - (1) 長崎大学学長選考会議委員名簿 (資料1)
 - (2) 第27回長崎大学学長選考会議議事要旨 (資料2)
 - (3) 学長候補者選考関係規則等の見直しのポイント(案) ほか (資料3)

議事に先立ち、議長から、10月1日の委員の交代について紹介があり、新任の森岡公隆委員から挨拶があった。

6 議事要旨の確認等について

議長から、平成24年6月25日開催の前回学長選考会議の議事要旨については、事前に案をお送りし御確認いただき、資料2のとおり確定している旨の報告があった。

7 議事

(1) 学長候補者選考関係規則等の見直しについて

議長から、学長候補者選考関係規則等の見直しについては、継続して検討してきたものであるが、本日の会議において、見直しの骨格について審議を行い、それを踏まえ、次回の本会議で規則等の改正案を諮りたいとの説明の後、資料3-1はこれまでの審議内容を踏まえて、議長と学内委員と打合せを行い、見直しのポイント(骨子)について箇条書きにした案であること、資料3-2はポイント案により規則を改正した場合のイメージを示したものであること及び資料3(参考資料)は現行の学長候補者選考の流れ図と関係規則等であることについて、説明があった。

次いで、東條委員から、資料3-1に基づき、今回の見直しのポイントは、教育研究評議会から推薦される候補者の確保と学内意向投票が過半数得票者を前提としていることの2点が主であることの説明及び資料3-2に基づき、規則の改正イメージについて詳細な説明があった。引き続き、審議を行い、おおむね、次の意見があった。

- これまでの見直しの過程では、候補者が1名であったとしても選考を行うことができるようにする方向で検討を行ったこともあったが、候補者を確保する(増やす)方策の検討が十分ではなく、議論が尽くされていないので、更に検討すべきとされた経緯があり、方策の一つとして、学内の推薦者の人数20名を緩和してはどうかとの案が出されたものである。

- 推薦者20人より10人の方が候補者は出やすくなると思うが、そのことが問題なのか、推薦者の数ではなくて、やはり候補者が出ないというのは他に理由があるのではないか。本当に候補者になろうと思えば、20人程度であればすぐ集まるように思われる。推薦者の数は、副次的な問題で本質的な問題ではないように思われる。
- 推薦者の数を減らすことが本質的な解決とはならないとの認識はあるが、すぐに対応可能な案としている。
- 法人化により学長の責任が非常に大きくなったことも、候補者になろうとする者が出にくくなった一因と思われる。
- 法人化前は各部局から複数人の候補者を推薦する方式であったので、ある程度の数の候補者を確保できたが、法人化後は立候補方式となっていることも候補者が出にくくなっている一因と考える。
- 現在の立候補方式に推薦方式を何らかの形で組み入れると、候補者の数は増えるのではないかと考える。
- 法人化の際の学長候補者選考方法の検討の際には、現在のように候補者が出ないということが想定されていなかった。学長になるとかなり責任が重くなるので、しっかりとしたやる気がある者に限られてくる。また、過半数以上の支持があるような学長でないと、学内の円滑な運営が難しいであろうとの考えがあり、意向投票の過半数得票者にこだわりがあった。しかし、意向投票の有資格者数が部局間でかなり偏りがあることもあって、やる気があっても意向投票で過半数は取れないであろうとの思惑が働き、なかなか候補者として出てこない状況となっているのではないか。
- ある大学では、部局を推薦ユニットとして、複数の学長候補者の推薦を求める方式を行っているが、結果的には当該部局の部局長や前部局長が部局の代表として推薦されているようである。
- 意向投票は、選挙投票ではなく、学内の意向を調査するものであるとして、学長選考会議がその意向を参考にして学長候補者を選考するときに、過半数得票者がいないからと何度も投票を行っていたら選挙になってしまう。
- 部局間における意向投票の有資格者数の偏りとしては、前回の学長候補者選考の意向投票における有資格者数をみると、大きな研究科の1割にも満たない学

部がある。

- 意向投票の有資格者数が偏っていることと、過半数取得者の規定とは分けて議論することが適当である。意向投票の方法と意向投票の結果の扱い方を一緒に議論すると混乱するのではないかと考える。
- 現行の規則においても、過半数得票者が出るまで意向投票を行わなければならないことにはなっていない。過半数得票者がいない場合に再度投票を行うかは学長選考会議が決めることになるので、規則の改正は必要ないと考えること。
- 意向投票の結果と学長選考会議の判断とどちらに重きがあるかということではないか。過半数得票者があっても学長選考会議が覆さなければならないことがある。学長選考会議が面接を行い、そこで4割得票者、3割得票者であっても学長候補者として最もふさわしい人物を選考することが重要である。
- 学長選考会議の判断が最も重要であり、決定権を持つ、学部の強さで決まるものではないから、意向の調査は1回行えばよい。再投票はあってもよいが、過半数得票との条件が付くと、学長選考会議の主体的な判断という意味では問題がある。
- 投票が民主的ではあるが、意向投票の有資格者数の偏りを考えると、投票で多数を得票した者が、本当に学長としてふさわしい者なのか、必ずしもそうではないのではないのか。
- 意向投票における過半数得票者に係る規定をなくした上で、学長選考会議の判断で再投票も可能とするのがよい。ただし、過半数得票者がいなかったのに、再投票を行うという議論になることには反対である。学長選考会議が再投票を行うことが出来る選択肢を残しておくことが必要である。
- 再投票を行うことがあったとしても、学長選考会議が候補者を選考できないから、学内に判断を投げ返したとの形にならないことが必要である。

これらの意見を踏まえ、議長から、学長選考会議における主体的な学長候補者の選考を担保する観点に関しては、学内意向投票における「過半数の得票者」の規定を改正すること及び再投票を行う可能性を残すことについては、合意が出来たと考えるが、教育研究評議会が推薦する候補者を確保する観点については、今回は議論が詰まらず、更なる検討が必要であると考えたとの説明があった。また、今回の見直しについては、学内委員の中に平成25年3月で任期が切れる委員もおられるため、平成25年1月の会議を目途に規則等の改正を行う意向であったことの説明があった。

次いで、事務局から、次回の学長候補者選考のスケジュール等及び今後の学長選考会議の開催予定について説明が行われ、それを踏まえて協議した結果、平成25年6月を目途に改正案の作成をすることとなった。

8 次回の学長選考会議の開催について

議長から、次回の学長選考会議の開催期日について、経営協議会が開催される日を基本としているので、平成25年1月24日（木）に開催することとする旨の説明があった。

以上